

平成 26 年度の財源率が決まりました

平成 26 年 2 月 28 日に開催されました第 166 回組合会において、平成 26 年度事業計画及び予算等が議決され、平成 26 年度における掛金及び地方公共団体負担金に係る財源率が次のとおり決定されましたのでお知らせいたします。

(単位：‰)

種 別		区 分	組合員の掛金率		地方公共団体の負担金率			
			給料に 対する掛金	期末手当等 に対する掛金	給料に 対する負担金	期末手当等 に対する負担金		
短 期	短 期	一般組合員	61.25	49	61.9	49.52		
		特定消防組合員 在職派遣職員						
		市町村長組合員	49		49.52			
		特別職組合員 臨時職員・嘱託職員						
		一般職長期組合員	2.7		2.16		3.1	2.48
		市町村長長期組合員	2.16				2.48	
		特別職長期組合員	122.5				—	
	任意継続組合員	—	—	—				
	介 護	一般組合員	7.1	5.68	7.1	5.68		
		特定消防組合員 在職派遣職員						
		市町村長組合員	5.68		5.68			
		特別職組合員 臨時職員・嘱託職員						
		任意継続組合員	14.2		—		—	—
		長 期	一般組合員		103.5625 (105.775)		82.85 (84.62)	151.6875 (153.9)
特定消防組合員 在職派遣職員								
一般職長期組合員	82.85 (84.62)		121.35 (123.12)					
市町村長組合員								
市町村長長期組合員	103.5625 (105.775)		151.6875 (153.9)					
特別職長期組合員 臨時職員・嘱託職員								
退職派遣者	—	—						
保 健	一般組合員	2.25	1.8	2.25	1.8			
	特定消防組合員 在職派遣職員							
	市町村長組合員	1.8		1.8				
	特別職組合員 臨時職員・嘱託職員							

注(1) 短期給付の負担金率には、公的負担として地方公共団体が負担する財政調整負担金並びに育児休業手当金及び介護休業手当金に係る公的負担金が含まれています。

(2) 長期組合員の短期分については、育児休業手当金及び介護休業手当金に係る部分のみが掛金と負担金の対象となります。

(3) 長期給付の平成 26 年 9 月以降に適用される率は、平成 26 年に行われる財政再計算後に定められます。長期給付の率における()内の率は、過去年度と同様に率の引き上げが行われたと仮定した場合の平成 26 年 9 月以降に適用される率となります。

(4) 長期給付の負担金には、公務等による障害共済年金及び公務等による遺族共済年金に要する費用並びに公的負担として地方公共団体が負担する基礎年金拠出金の負担金率が含まれています。